

令和3年6月18日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 山田 真一郎	2番 重信 好範	3番 増田 誠宏
4番 徳岡 真紀	5番 掛田 勝彦	6番 中原 秀樹
7番 月橋 寿文	8番 伊藤 芳則	9番 山村 恵美子
10番 穴戸 稔	11番 新田 真一	12番 藤岡 一弘
13番 横光 春市	14番 鈴木 深由希	15番 黒木 靖治
16番 藤井 憲一郎	17番 弓掛 元	18番 保実 治
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 齊木 亨
22番 杉原 利明	23番 新家 良和	24番 小田 伸次

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡 誠志	副市長 堂本 昌二
副市長 堀川 亮	総務部長 細美 健
経営企画部長 宮脇 有子	地域振興部長 中原 みどり
市民部長 矢野 美由紀	福祉保健部長 牧原 英敏
子育て支援部長 松長 真由美	市民病院部長 事務部長 片岡 光子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中廣 晋	建設部長 秋山 和宏
水道局長 明賀 浩富	危機管理監 川村 道典
情報政策監 上谷 一巳	教育長 迫田 隆範
教育次長 甲斐 和彦	君田支所長 小田 邦子
布野支所長 長田 瑞昭	作木支所長 曲田 憲司
吉舎支所長 伊達 浩史	三良坂支所長 古野 英文
三和支所長 立花 周治	甲奴支所長 杉原 達也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影山 敬二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池本 敏範	次長 明賀 克博
議事係長 原 仁彦	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 中田 秋子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（15日間）
第 2	報告第4号 報告第5号 報告第6号 報告第7号 報告第8号 報告第9号 報告第10号	継続費繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算） 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算） 事故繰越し繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算） 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度三次市介護保険特別会計予算） 繰越計算書について（令和2年度三次市病院事業会計） 繰越計算書について（令和2年度三次市水道事業会計） 繰越計算書について（令和2年度三次市下水道事業会計）
第 3	報告第11号 報告第12号 報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 4	議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号	三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案） 三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案） 三次市税条例の一部を改正する条例（案） 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
第 5	議案第66号 議案第67号 議案第68号	動産の買入れの契約について 工事請負契約の締結について 損害賠償の額を定めることについて
第 6	議案第69号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）
第 7		議員定数等の調査について

令和3年6月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和3年6月18日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	21
第 2	報 4	継続費繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算）	21
	報 5	繰越明許費繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算）	21
	報 6	事故繰越し繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算）	21
	報 7	繰越明許費繰越計算書について（令和2年度三次市介護保険特別会計予算）	21
	報 8	繰越計算書について（令和2年度三次市病院事業会計）	21
	報 9	繰越計算書について（令和2年度三次市水道事業会計）	21
	報 10	繰越計算書について（令和2年度三次市下水道事業会計）	21
第 3	報 11	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	25
	報 12	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	25
	報 13	専決処分の報告について（訴えの提起について）	25
第 4	議 59	三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）	28
	議 60	三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）	28
	議 61	三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例（案）	28
	議 62	三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案）	28
	議 63	三次市税条例の一部を改正する条例（案）	28
	議 64	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）	28
	議 65	三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	28
第 5	議 66	動産の買入れの契約について	33
	議 67	工事請負契約の締結について	33
	議 68	損害賠償の額を定めることについて	33
第 6	議 69	令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）	36

第 7	議員定数等の調査について……………	37
-----	-------------------	----

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和3年6月定例会を行います。

三次市議会では、クールビズの取組として、5月から10月末までの期間をノーネクタイなどの軽装としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、今定例会も、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策として、マスクの着用、マスク着用での発言を行います。お聞き取りにくい場面もあると思われませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

また、時間経過を見ながら、適宜休憩を取り、議場内換気を行います。

さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部入場の制限をしています。御不便をおかけいたしますが、協力のほど重ねてお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより令和3年6月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、山村議員及び宍戸議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

この際、御報告いたします。昨日、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定に準じ、市が出資金している法人の経営状況説明書の提出があり、受理しています。受理しました法人は次のとおりです。一般社団法人三次市観光協会、吉舎食品株式会社の2法人です。これらの説明書につきましてはタブレットに掲載していますので、御確認ください。

以上で報告を終わります。

ここで、福岡市長から発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

初めに、3月14日に御逝去されました三次人形6代目窯元の丸本 堯様、5月12日に御逝去されました詩画作家はらみちを様に対しまして、深く哀悼の意を表します。改めまして、本市の芸術・文化の発展に多大な御尽力を頂きましたお2人の生前の御功績をたたえ、心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、広島県を始め、全国10都道府県に発令中の緊急事態宣言は、沖縄県を除く9都道府県において、6月20日をもって解除されることが決定されました。広島県では、5月15日に1日当たり最大となる237名の新規感染者が確認されるなど、多くの市町で感染確認が続きました。

こうした中、本市における人口当たりの感染者数は、4月以降、県内でも極めて低く抑えられております。改めまして、感染防止対策に懸命に取り組んでいただいております市民の皆様、事業者の皆様にご心から感謝を申し上げます。

緊急事態宣言は解除されることとなりましたが、感染者の下げ止まりやリバウンド、変異株の状況も心配されますので、警戒を緩めることなく、感染防止対策を続けていかなければなりません。

一方、新型コロナワクチン接種につきましては、本市では、三次地区医師会の御協力の下で、個別接種方式によりまして、優先接種の対象とされている高齢者の皆様を始め、医療従事者、高齢者施設等従事者に対する接種を着実に進めています。65歳以上の高齢者については、本日現在で1万427人の方の1回目の接種が終了しており、接種率は55.1%となっています。医療機関への予約状況も考慮しますと、65歳以上の高齢者のうち、接種を希望される方については、7月末までに接種を終えられるというふうに見込んでおります。医療従事者については、対象者2,544人のうち、既に約9割が2回目の接種を終了しています。高齢者施設等従事者について、本市では、当初、国が対象としていた入所施設従事者に加え、県内の他自治体に先駆けて、居宅サービス事業所の従事者も対象として優先接種を行っており、対象者1,738名のうち、約6割が1回目の接種を終了しています。

また、65歳未満の方への接種については、6月28日に接種券を一斉発送する予定です。接種の予約については、まずは、基礎疾患のある方は、接種券が届き次第、予約受付を開始し、7月20日から一般の方の受付を行ってまいります。接種方式につきましては、医療機関での個別接種のほか、集団接種方式を導入します。集団接種の日程につきましては、一般接種用のワクチン供給量に合わせて迅速に決定し、ホームページや公式SNS等を通じましてお知らせさせていただきます。集団接種は、三次地区医師会等、関係機関と調整を図っており、三次中央病院等を会場といたしまして、休日にも接種を行うように取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の終息にはまだ時間が必要ですが、ワクチンが広く行き渡ることによって集団免疫の効果が高まり、元の日常生活を取り戻すことができるというふうに考えています。引き続き接種を希望される方に対し速やかなワクチン接種の実行に努め、市民の皆様が安全・安心に暮らしていけるように引き続き全力を尽くしてまいります。

次に、JR芸備線について申し上げます。

去る6月8日、JR西日本が庄原市などに対し、芸備線について協議を申し入れました。芸備線は、沿線住民の日常生活に欠かせない移動手段であると同時に、観光振興や地域経済の活性化にも寄与している本市にとって欠かせない幹線交通路線です。JR西日本は、沿線地域の人口減少などによって利用者の減少が進行したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、大変厳しい経営状況にある中で、ローカル線の維持を見直す考えを示しており、本市を含む沿線自治体では、芸備線の存続に向けて重大な分岐点に直面していると認識しています。このため、沿線4市で構成する芸備線対策協議会では、5月19日に、JR西日本広島支社長とオンラインで面会し、芸備線の存続に向けて、JR線を活用した利用促進策の実施につい

て協力要請を行ったところです。

今後におきましても、市民の皆様と一丸となって利用促進に取り組み、地域資源である鉄道ネットワークを生かす取組を推進するとともに、地方創生の観点から、国に対して、ローカル線の存続のため支援を要請してまいります。市役所においても、職員に対し、芸備線や福塩線の利用を呼びかけており、通勤や出張時などでの利用を増やしていきたいというふうを考えております。市民の皆様におかれましても、通勤や買物などでの御利用頻度を増やすなど、一人一人の小さな行動の積み重ねが芸備線などの存続につながることを御理解いただき、地域公共交通の利用促進に御協力をお願い申し上げます。

以上、本定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきました。

今定例会におきましては、報告10件、議案11件を御提案させていただいております。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。私からの行政報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（新家良和君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月2日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第2 報告第 4号 継続費繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算）  
報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算）  
報告第 6号 事故繰越し繰越計算書について（令和2年度三次市一般会計予算）  
報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度三次市介護保険特別会計予算）  
報告第 8号 繰越計算書について（令和2年度三次市病院事業会計）  
報告第 9号 繰越計算書について（令和2年度三次市水道事業会計）  
報告第10号 繰越計算書について（令和2年度三次市下水道事業会計）

○議長（新家良和君） 日程第2、報告第4号継続費繰越計算書についてから報告第10号繰越計算書についてまでの報告7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第4号から報告第10号までの報告7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第4号継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年12月市議会定例会において御可決いただきました令和2年度三次市一般会計予算継続費について、学校給食調理場整備事業1,600万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第5号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年3月市議会定例会等において御可決いただきました令和2年度三次市一般会計予算の繰越明許費について、市議会委員会放送設備整備事業ほか74件、合わせて35億5,452万9,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第6号事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和元年度から令和2年度に繰り越した県営農村地域防災減災事業負担金（大樽池）ほか6件について、県営事業が事故繰越になったことなどにより、年度内の事業完了が困難であることから、2億1,368万3,139円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第7号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年12月市議会定例会において御可決いただきました令和2年度三次市介護保険特別会計予算の繰越明許費について、介護認定審査会事務ICT化事業500万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第8号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度三次市病院事業会計予算の繰越額について、建設改良費のキャッシュレス決済整備事業1,958万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第9号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度三次市水道事業会計予算の繰越額について、建設改良費の下水道事業負担金ほか3件、合わせて1億580万1,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第10号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度三次市下水道事業会計予算の繰越額について、建設改良費の下水道管渠整備事業（推進1工区）ほか5件、合わせて5億2,852万3,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

以上、報告7件につきまして御報告申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）



○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 繰越計算書のまずそれぞれ説明欄が書いてあるところと説明欄がないところがありますよね。なぜ繰越しになったのかということで、そのところを説明してほしいと思います。説明欄のないところについて、なぜ、いつ頃これは完成をするのかということも併せてお聞かせ願いたいと思います。

それから、報告第4号の継続費のことではありますが、急いで学校給食調理場を建設するというところでいろんな議論をしてきたところではありますが、昨年度、令和2年度の1,600万円について、執行できなかったということの説明がありませんから、なぜできなかったかということと、それから、進捗率が0.6%というふうに書いてありますが、この0.6%が、次年度へ送ることで、最終年度の9月には完成するという事なんですが、工期に遅れが出るんじゃないかなというふうに思いますが、お知らせ願いたいと思います。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐教育次長。

○教育次長（甲斐和彦君） それでは、私のほうからは、継続費の繰越しの理由について説明をさせていただきます。

令和2年12月定例会で、調理場建設費25億4,400万円を継続費として承認を頂いたところがあります。そのうち令和2年度分の事業費は、造成設計の委託料として1,600万円でありました。建設に向けたスケジュールを検討する際に、建設上の中で、建設場所の決定については、建物の設計業者によるプロポーザルの提案を受けて決定をすることといたしました。よって、建設場所の詳細な決定前に土地造成の設計を行うことは困難であるということと、設計の作業が始まる令和3年以降に土地造成も一体的に進めるほうが効率的であるというふうに考えて、令和2年度の土地造成設計委託料を令和3年度に繰り越したものでございまして、現時点ではスケジュールに遅れが出ているという認識はございません。

以上です。

○議長（新家良和君） それ以外の質問に対しては、説明事項等の内容等について質問がありましたけれども。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美部長。

○総務部長（細美 健君） 繰越計算書につきまして、今回、遁次繰越、明許繰越並びに事故繰越、併せて公営企業の繰越計算書というのを出示させていただいておりますが、それぞれ根拠法に基づきましてそこに様式が示されてございますので、議員御指摘のとおり、一般会計並びに介護保険特別会計の明許繰越の繰越計算書につきましては、様式上、説明欄がございませんので、その様式にのっとったために説明の欄がないということでございます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） それなら、説明欄のないのなら、なぜかということとは説明せないけんの

じゃないですか。そこについてお伺いしたいと思います。それぞれのところの、例えば市議会放送設備事業1,000万円、これについて繰越しするので、何で繰越しをするのかということをして全て説明していただきたいと思います。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

○副市長(堂本昌二君) 申し訳ございません。私のほうから説明申し上げますけども、説明欄があるなしの考え方としては、一般会計につきまして、介護保険等の特別会計もありますけども、それからもう一本、公営企業会計も繰越しをさせてもらっておりますけども、その違いというのは、一般会計、特別会計につきましては、繰り越す場合には、3月定例会市議会において繰越明許計算書について説明をさせていただいております。これも、事前に3月において全ての繰越し理由を、繰越しを予定している金額についても、全て繰越明許として皆さんのほうにお示しさせていただいておりますから、今回は、その後、その金額のうちこれだけの額が繰越しをさせていただいたということで報告をさせてもらっているものでありますので、それについては既に説明済みという考えをしております。

もう一点、公営企業会計につきましては、公営企業会計においては、先ほど申しましたように、一般会計、特別会計にございますような繰越明許という考え方がございません。したがって、3月定例会市議会において、これだけの額を繰り越しますという説明を皆さん方にはしておりません。出す必要がありませんので、出しておりませんので、今回、初めてこれだけの額を繰り越しましたという、3月末の打ち切り決算においてこれだけの事業についてはやむを得ず繰越しをさせていただいておりますということで、理由を付して、今回、初めて皆さんのほうへその内容をお示しさせていただいているということでございますので、その違いがそれぞれの様式においてあるということがこういう形になっておるということでございますので、その点については御理解を頂きたいと思います。

どうしても全ての事業の繰越し理由及び完成時期について必要であるということでありましたら、それぞれについて、後ほど、皆さんのほうにお示しを資料として提出をさせていただきますので、それは議長の御判断にお願いしたいと思います。

○議長(新家良和君) それでは、後ほど結構ですので、理由と実施時期についての資料提出をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御質問ありますか。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 報告第9号でございますけども、水道事業会計予算の繰越しの中で、入札不調により工期の見直しを行ったと、繰越しをしたというのが2件ほどございます。これは工期を見直して入札はできているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

また、一番下段には、「査定を受け発注準備を行ったが、工期の見直しにより繰越し」ということでございますが、ちょっと理由がおかしいなというのが。「行ったが」じゃなしに、

「行って」工期の見直しをしたと。行うのは当たり前なのですが、この件についても、実際問題、工期がどうなって、入札も済んだのかどうかということをお伺いしたいと思います。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 明賀水道局長。

○水道局長(明賀浩富君) まず、入札不調になっております2件でございますが、こちらにつきましては、入札のほうは既に終了をしております。

それから、災害復旧の繰越しについてでございますが、10月の終わりに査定のほうが終了しております。それから、その後、国のほうからの交付決定が今年の1月12日に来ております。発注をするためには国の繰越し承認を受ける必要がございますので、それに基づいて申請をして、その翌債承認が2月22日に翌債承認になっておるというところで、年度内の発注が難しいということで繰越しをさせていただいております。

○議長(新家良和君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告7件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

報告第12号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

報告第13号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

○議長(新家良和君) 日程第3、報告第11号から報告第13号までの専決処分の報告3件について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました報告第11号から報告第13号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第11号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和3年1月30日に、三次市君田町東入君字迫田10166番1地先、市道東入君藤兼線の路上で発生した横断溝グレーチングの跳ね上げによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第12号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和3年2月11日に、三次市甲奴町本郷字板屋谷2606番地先、市道板屋線の路上で発生した路面上に落ちていた石に衝突したことによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決

処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第13号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、報告3件につきまして御報告申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 報告第11号、専決処分第4号の君田町にあります市道東入君藤兼線の路上で発生した物損事故ということで、相手方に25万1,031円を賠償金として払うという案件でございますけども、この路線は、もともと林道で整備された路線を市道ということで管理されているわけですが、この路線は、路線の途中に残土捨場があるということで、多いときは大型ダンプ、10トンダンプ、それが日に数十台、十数台じゃなしに数十台通るわけなんですね。この路線は残土を捨てるための専用路線のようなことになっているという状況なんです。ですから、この路線が非常に傷んでいる状況というのは前からあるわけなんです。この案件だけを捉えたら、それは市が補償せないけんと思うんですけども、この路線、わだちになったり、あるいは横断溝の役目を果たしていないというような状況が数か所あります。そういう状況が、県の工事あるいは国の工事、国の工事で言いますと馬洗川等の土砂の撤去、それから、県の工事と言えば、大規模林道比和新庄線等の残土を運ぶということでこの路線が使われているわけなんですね。市がこの関係について、国とか県とか、ちゃんとかいう傷んでおる状況を状況報告してやはり協議する必要があるんじゃないかなと思うんです。市ばかりが、市道だから市が責任を持って直すということじゃなしに、そこら辺の市の考えというのはないのかと。状況を見られてないと分かんと思えますけども、御見解があれば伺いたいというふうに思います。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 秋山建設部長。

○建設部長（秋山和宏君） 東入君藤兼線は、議員御指摘のとおり、中間地点には建設発生土の受入れ地があります。このため、大型車両が日々多く通っているのも承知をいたしております。また、現地も確認いたしましたところ、わだちやひび割れ、これも多くあるのは承知をいたしております。例えば、故意・過失によってガードレールを損傷した、積荷を落として路面を損傷したということになれば、その原因者にて修繕・修復を行ってもらうことが原則です。これは道路法第22条にも定められておりますけども、ただ、通常、走行される上で路面が損傷したということになると、やはり道路管理者の管理になるというふうには思っておりますが、ただ、先ほど言われたとおり、河川の堆積土の搬入が多くあり、この工事は三次市内の必要な工事でもあります。ちょっと言い方は控え目にはなると思いますが、執行者である県や国にも相談をしてみたいというふうに思います。

○議長（新家良和君） ほかにございますか。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） 報告第11号及び12号について、先ほどの先輩議員の質問に関連して質問させていただきます。

この損害賠償について保険で補填されるということで、本市の負担は実質的にはないとお伺いしていますが、こういう事故が毎回あっていいというわけではありません。今回、具体的な事例についてどのような様子になっているのか分かりませんが、一般的に、事故防止には早期発見が必要であり、職員さんや警察、消防署さん、様々な方々から情報提供を頂いているということですが、私の実感としては、なかなかすぐ通報されていないような気がします。落石防止とか、そういう対応も必要だと思いますが、現実的には難しい部分もありますので、事故防止には市民の皆様からの早期の情報提供が重要だと思います。その中で、市民の皆様から早く情報提供していただくに当たって、お願いするに当たって、どのような対応をされているのかお伺いします。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 秋山部長。

○建設部長（秋山和宏君） 道路の損傷等、早めの情報提供というのは本当に重要でございます。

先ほど言われましたとおり、市の職員が発見したら報告をしていただくとか、また、三次警察署、三次消防署、日本郵便、ヤマト運輸等と連携していく中で、道路の異常が見つかったら情報を提供していただくという取組をしております。

また、一般の市道においては、業務委託により月4回程度のパトロールもしておりますし、土木課の職員も事あるごとにパトロールをしているところです。一般市民の方に対しても、広報、それからホームページ等で、道路の異常を発見したらお知らせを頂くよう周知をしていきたいというふうに思っております。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） 市民の皆様には広報とかホームページを利用して情報収集を頂くということで、情報がたくさん集まると対応が大変な部分もあるかもしれませんが、事故が起きるよりはよいと思います。

その中で、他市の状況を見させてもらいますと、SNS、LINE等を使って道路異常通報システム等が運用されているところもありますので、そのようなことがあれば早期の通報や市のほうの業務改善にもつながると思いますので、そのような取組をされるお考えがあるのかお伺いします。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 秋山部長。

○建設部長（秋山和宏君） 本市におきましても、SNS、日々充実を図っていくようになってお

ります。その辺についても、道路の異常等、関連づけができれば、検討していきたいというふうに思います。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第59号 三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）

議案第60号 三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第61号 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第62号 三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第63号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第64号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第65号 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第4、議案第59号三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）から議案第65号三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）までの議案7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第59号から議案第65号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第59号三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市三良坂支所の耐震工事に伴い、関係条例である三次市支所設置条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、三次市三良坂支所及びみらさか土地区画事務所の位置を仮庁舎の位置に改め、耐震工事完了後、元の位置に戻そうとするものであります。

次に、議案第60号三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す

る条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、機能別消防団員の増員を図るため、関係条例である三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、水防活動等に携わる機能別消防団員の増員を図るため、消防団の定数のうち、基本団員と機能別消防団員の内訳について改めようとするものであります。

次に、議案第61号三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例である三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、個別支援計画の名称を個別避難計画に変更しようとするものであります。

次に、議案第62号三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市グリーンビューあわしまを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第63号三次市税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、個人市民税では、非課税判定における国外居住親族の取扱いの見直しのほか、令和4年度までとされていたセルフメディケーション税制の延長に伴う条例規定の整備、固定資産税では課税標準の特例の追加をしようとするものであります。

次に、議案第64号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたことに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、個人番号カードの再交付手数料を削ろうとするものであります。

最後に、議案第65号三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定管理施設の管理に関する事項を変更するため、関係条例である三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、奥田元宋・小由女美術館の利用料金について、上限額のみの規定に変更し、指定管理者がコロナ禍の中で集客等に係る様々な施策を弾力的に行えるようにするものであります。また、併せて、第2水曜日以外の休館日について明記しようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（7番 月橋寿文君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 月橋議員。

○7番（月橋寿文君） 議案第62号の甲奴町のグリーンビューあわしま住宅に関しまして、これは、20年前にできた住宅を住民の方が買取りするという話になっているんですが、最終的に住民の方との話し合いはどのようになりましたか。

また、2棟を購入されないというふう聞いておりますが、この2棟の一般の方への販売はどのようになりますか、お伺いします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美総務部長。

○総務部長（細美 健君） グリーンビューあわしまにおきましては、現在、13戸の住宅がございます。うち12戸について、現在入居いただいております。そのうち、現時点で売買のお話が整っている住宅が10戸でございまして、2戸につきましては退去をされる御予定になってございます。8月1日の譲渡に向けまして、現在、契約書の案等をお示しさせていただいております。

それから、その2戸につきましては、そのまま通常の住宅として分譲をさせていただければというふうに考えておるところでございます。

（7番 月橋寿文君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 月橋議員。

○7番（月橋寿文君） 話し合いがどうなったかという部分はちょっとあれなんですけど、期限も迫っている部分もありますし、住民の方と最後までしっかり対話を続けていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど2棟が販売予定というふうになっていきますかね。私のほうも購入の希望者の声を聞いていますので、それはできるだけスピード感を持って、その2棟に関して住民が入っていただけるようにできるだけ頑張りたいというふうに思います。

要望です。

○議長（新家良和君） ほかに。

（24番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 小田議員。

○24番（小田伸次君） 1点だけお聞かせ願いたい。

議案第65号のところの奥田元宋・小由女美術館のところでありまして、ペアチケットの男女ペアを対象とするというのを削ると。要はペアチケットの割引をなくすということでありまして、たしか私の記憶に間違いがなければ、奥田元宋・小由女美術館を建設して、この入場チケット等を議会のほうへ報告があるときに、これは夫婦の冠で造る美術館なので、こういった男女ペアのチケットの割引はよそとは違う形で設けるといふ形の説明があったように私は記憶をしておるんですけど、間違いだったらごめんなさい。ましてや、今回、小由女先



生は文化勲章を受けられまして、これは夫婦で文化勲章を受けられた美術館ということで、よその美術館とは違う位置づけができるのではないかというふうにも思うわけです。

今の現在の世の中では、確かに男女のペアの考え方ですけども、例えばこれを出す前に、特徴づけるために、例えば夫婦割引を入れようとかいうふうな議論はなかったのか。要は、よその美術館とは違う、奥田元宋・小由女先生の夫婦の冠を持った美術館であると同時に、お2人が文化勲章を取られた、その辺のほうの話合いはあったかどうかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

○教育次長(甲斐和彦君) 議員がおっしゃいますとおり、男女ペアという制度を設けたのは、夫婦の美術館であるということから生まれた制度であるというふうに私も認識をしております。今回、その条例改正を提案させていただく内容は、入館料の上限のみを定めて、コロナ禍の中で、指定管理者が集客のためにあらゆる施策、例えば他の施設との周遊割引でありますとか、売店、レストランなどの施設内の利用クーポンとのセットでありますとか、そういった様々な方法を弾力的に実施しようというところから今回提案をさせていただくものでありますけれども、議員がおっしゃいます夫婦としての割引というところをほかの美術館とは違った意味で残すというところは、別な割引等を含めて、今後、また指定管理者と三次市のほうで一緒に考えていきたいというふうに思います。

(24番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 小田議員。

○24番(小田伸次君) ぜひともそういうところは、これは他と違うということはやっぱりPRしないといけないというふうに思います。今、先ほども言いましたが、ペアという考え方、男女ペアという言葉は、今現在ではあるかもわかりませんが、他と違う、うちはこういう夫婦で来てもらいたいんだというふうなことを打ち出すのも三次の特徴になるかと思っておりますので、ぜひともその辺のところは御検討いただいて、前向きに検討していただきたいというふうにお願いたします。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) まず、議案第61号の避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例(案)ですが、これは、個別避難計画ということになると、個人情報保護条例の関係で言うと整合性があるのかどうなのかというのがまず第1点。

それから、全国的にも問題になっていきますように、行方不明や死亡の方の名前の公開についてどうするのかということもありました。そういうことで、個人情報保護条例の中にはそこまで明記してないと思うんですね。そこについて、今後、この要支援者名簿に関する条例の関係と個人情報保護条例の整合性についてどういうふうにご検討されるのか、お尋ねをしたい

と思います。

それから、先ほどあった議案第65号ですが、今の説明にはありませんでしたが、このペアチケットを廃止することは、基本的には、これは市の総務部が中国新聞の取材に答えられていますが、来館者から割引の対象を男女に限るのはなぜかという声があって、男女共同参画基本計画の性の多様性への理解の促進ということで施策や条例を見直していきたいというふうに、前向きにいいことだと思うんです。このパートナーシップ制度ということも、制度を設けないと、今言う新たな割引制度にはなかなか到達できないんじゃないかと思いますが、そのパートナーシップ制度や条例について、どういうふうに見直しをされているのか、お尋ねをしたいと思います。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

○危機管理監(川村道典君) 議案第61号の避難行動要支援者名簿に関する条例の改正に関して、個人情報保護条例との関係でございますけれども、このたび、災害対策基本法が改正され、個別避難計画というものの条項が新たに加われました。この中で、個別避難計画を作成する上で、本人の同意のある情報、この情報は関係者のほうに提供していただいても構わないというふうな同意があれば、関係者の中で共有するということが認められております。個人情報に関する法律は一般法でありますけれども、災害対策基本法は個別法でありますので、そちらのほうを優先するというところで理解をしております。

いずれにしても、要支援者さんに係る個人情報については、やはり十分配慮して慎重に取り扱う必要があると、法令に基づいて取り扱っていきたいというふうに考えております。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原地域振興部長。

○地域振興部長(中原みどり君) パートナーシップ制度の取組ということでしたが、本年4月から三次市も加盟をしております広島市の広域都市圏の項目の中にもパートナーシップ制度に関しての項目もありまして、三次市のほうも参加をしております。広島市が本年4月からのスタートという、そういった先進事例もありますので、しっかり情報共有をしながら、今後の三次市への導入についても考えていきたいというふうに思います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 議案第61号に関しては、個人情報保護条例の中に明確に、よその例を見ると、行方不明者や死亡された方で、名前を出してもいいという条項などを付けているところがあるんですね。三次にはないんですね。だから、そういう情報公開の中で判断が困るようなことは条例化して明記しておったほうがいいんじゃないかという例もあるので、検討いただければというふうに思います。

それから、奥田元宋・小由女美術館のこうした性的少数者に対する配慮というのはいいことだと思うので、ぜひとも早期に条例化や施策の展開をしていただきたいというふうに思います。

国でもなかなか法案が、LGBTの法案も今国会では通りませんでした、それに先んじて、全国100の自治体がこうしたパートナーシップ制度や条例を4月1日には発足しているわけで、早いほうではないので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います、いかがですか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

○地域振興部長(中原みどり君) 先ほども答弁させていただきましたが、まずは広島市等の取組等も参考に、引き続き研究をまずはしていきたいというふうに考えております。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第59号から議案第62号までの議案4件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第63号から議案第65号までの議案3件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第66号 動産の買入れの契約について

議案第67号 工事請負契約の締結について

議案第68号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(新家良和君) 日程第5、議案第66号動産の買入れの契約についてから議案第68号損害賠償の額を定めることについてまでの議案3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第66号から議案第68号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第66号動産の買入れの契約について御説明申し上げます。

本案は、消防ポンプ自動車の買入れにつきまして、指名競争入札を令和3年5月27日に執行いたしました。5者による入札の結果、2,519万円で株式会社三葉ポンプが落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第67号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次市ケーブルテレビ設備改修工事(第5期)につきまして、一般競争入札を令和3年5月28日に執行いたしました。1者による入札の結果、3億800万円でNECネットエスアイ株式会社中国支店が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第68号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月16日に、三次市粟屋町3185番地にて発生した濁水による水質事故の損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第67号の工事請負契約の締結についてであります。三次ケーブルテレビの設備改修（第5期）ということですが、これは計画どおりいきよるのかどうかというのがまず第1点で、向こう10年間だと思っておりますが、今まで改修で総額何ぼかかって、今後、幾らで取りあえず、また徐々にあるんだろうと思っておりますが、設備の改修がどういうふうになるのかお尋ねをしたいと思います。

今回、この3億800万円は、内容についてどうなるのか。また、これも改修をして、大体10年と言われておりますが、10年たったらまた次の3億800万円要るのかということも併せてお尋ねしたいと思います。

（情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 上谷情報政策監。

○情報政策監（上谷一巳君） 5期での改修ということですが、例年、適正価格2億円程度の中で、未満の中で、今、改修を行っております。よって、その範囲内ということになりますけれども、どういう計画かと、計画進捗のお話でございましたけれども、これは、存続する限り期別が増えるということなので、どこかで区切るというものではございませんので、毎年必要なものは改修していくということになるかと思っております。

10年後につきましては、当然、しっかり検討していく必要があるかと思っておりますが、今、当面、IRU契約を締結しておりますので、これは、令和3年度から8年度まで5年間ということで契約締結をさせていただいておりますので、まずはこの契約にのっとった運用をしていきたいと、こういうふうに考えております。

本年度予定をしておりますのは、まず、防災センターのヘッドエンド室の改修でございます。それから、サブセンター10か所のG-PONシステム、それから、吉舎、三良坂、甲奴の空調設備、これらの改修を行う予定としております。

追加で説明をさせていただきます。先ほど1期から5期までの改修費ということですが、10億7,000万円ということになっております。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 今ちょっと手持ちにはないんですが、この改修計画について計画を立てま

したよね。その計画で言うと、総額は60億円ぐらいやったですかね。将来にわたって。それが5年間ずつということでしょうから、大体、計画どおり、今言われたように、2億円から3億円、4億円という年もあったと思いますが、それがちゃんとそのとおりにいきよるのか。機械というのは高くなりよるのか、安くなるのかよく分かりませんが、その辺りのことも含めて、計画どおりいきよるんかということも併せてお尋ねしたいと思います。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷情報政策監。

○情報政策監(上谷一巳君) その計画というのは、当初の計画のことだと思うんですけども、今、第1期から第5期ということで、基本的にはこの5年前に、ある意味、リセットというか、それを含めた形の中で、今後の在り方を双方でいろいろ協議をしまいいりまして、この改修費については市が負担していくというような方向転換をさせていただきました。したがって、当初の経過という部分から言えば、今は違う運用をしているということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 大森議員。

○19番(大森俊和君) それでは、議案第68号損害賠償の額を定めることについて、若干お聞きしたいと思います。

御存じのように、粟屋町の地域にある食品を扱う会社であります。これは、水害のときにはちょっと1段高いところに位置しますから、そんなにつかることはめったにありません。むしろ、そこがつかるときには、民家のほうが先に痛手を負ってしまうという状況であります。そこで伺いたいのは、そこが、いわゆる毎年水害に遭う場所で、そして、地域性を見ながら、そこがちょうど企業の裏側が水たまりになる、内水になるんですね。そういうことを承知の上で、今回の災害の賠償をどういうふうに見ていらっしゃるのか。いわゆる、先手を打つことはできなかったのかということが1つ。濁り水が出たんですね。これは北地区へ全戸出たように記憶しておりますが、そこらのところをちょっと伺いたいと思います。

また、賠償額は小さいですけど、今後またこういう事故が起きないようにどのようになさるのか、ちょっとそこらのところも議論があれば教えていただきたいと思います。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 明賀水道局長。

○水道局長(明賀浩富君) まず事故の範囲でございますが、全部で濁水の影響を受けたと思われる戸数が192戸でございます。そのうち断水となったのが77戸でございます。

それから、今後このようなことが起きた場合の再発防止のことでございますが、今までの事例もそうなんです、水道課では緊急時対応マニュアルというものに基づきまして職員のほうが事務従事に当たっておるわけでございますが、今回のような事案につきましては、前日に漏水箇所が判明をしておりましたことから、翌日に工事の予定は当初はなかったものですが、今

後は、急遽、その状況が変わる可能性もございますので、いつでも周知、告知ができるように、漏水が分かった時点であらかじめ全ての準備をしておくことにさせていただきます。それから、緊急性が高くて周知の時間が十分に取れない場合でございますけれども、今回のような大口の使用者様には直接に電話で連絡をさせていただこうというふうに考えております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第66号及び議案第67号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第68号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第69号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第6、議案第69号令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第69号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第69号令和3年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,435万7,000円を追加し、補正後の総額を379億961万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、自治体マイナポイントモデル事業1,681万6,000円など、合わせて4,884万5,000円を追加。

消防費は、消防団加入促進支援事業870万7,000円を追加。

教育費は、三次版学校ICT活用事業680万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、自治体マイナポイントモデル事業委託金1,681万6,000円など、合わせて5,755万2,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金680万5,000円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、三良坂支所耐震化等事業について、令和4年度に繰り越そうとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） ただいま議題となっております議案第69号については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議員定数等の調査について

○議長（新家良和君） 日程第7、議員定数等の調査についてを議題といたします。

本市議会は、今日の厳しい財政状況や山積する課題解決に向け、市民から求められる役割と責任を十分に果たす使命があります。そのような状況の中で、改めて適正な議員定数及び議員報酬について調査研究を行うため、10人の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議員定数等の調査については、10人の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました議員定数等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、小田議員、宍戸議員、杉原議員、横光議員、伊藤議員、黒木議員、新田議員、藤岡議員、掛田議員、月橋議員、以上10名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10人の議員を議員定数等調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

特別委員会の正副委員長の互選については、今会期中に委員会を開催され、互選されますよう、年長委員の方はよろしくお願いをいたします。

ここで、今定例会に関して御案内させていただきます。

来週21日月曜日から23日水曜日までの3日間、13人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思いますので、傍聴を御希望される方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時17分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月18日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 山村恵美子

会議録署名議員 宍戸稔